

令和5年度安定雇用促進スキルアップ給付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、この市の安定雇用の促進を図るため、技能訓練を修了した者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に定める技能訓練を修了した者
- (2) 給付金交付申請書の提出を行う時点（以下「申請時点」という。）においてこの市に住所を有している者
- (3) 申請時点において、公共職業安定所に求職の登録を行い就職活動中の者（正規学生を除く。）（以下「求職者」という。）又は45歳以下の有職者（以下「有職者」という。）で職業上対象となる技能訓練を活かせる者
- (4) この要綱による給付金を既に交付されていない者

(交付対象技能訓練)

第3条 給付金の交付の対象となる技能訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年4月1日以後に修了する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「教育訓練」という。）
- (2) 教育訓練を修了した者が、その教育訓練について雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けていないもの

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、技能訓練の受講料の2分の1とし、5万円を超える場合にあっては5万円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金交付申請書の提出期限は、技能訓練を修了した日から6か月を経過する日又は令和6年3月29日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 離職中及び求職活動中であることが確認できる書類（求職者）
- (2) 職業上、資格を活かせることが確認できる書類（有職者）

(3) 技能訓練（教育訓練給付金の支給に係るものを除く。次号において同じ。）の開始の日及びその修了の日が分かる書類

(4) 技能訓練の受講料の領収書で、その内訳が分かるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

（給付金額確定通知）

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による通知をもって、規則第14条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。